平成２８年（フ）第２３号
兵庫県たつの市揖保川町山津屋６－３アクシスＫ－１　202号室、住民票上の住所兵庫県佐用郡佐用町小山85番地１
債務者　アサヒ用品こと　森脇　佑介
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２８年（フ）第３０号
兵庫県佐用郡佐用町佐用981番地１
債務者　新田　雅昭
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２８年（フ）第４８７８号
東京都練馬区関町東２丁目12－３－204
債務者　山本　修平
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４８９３号
神奈川県川崎市高津区坂戸１丁目８－８－301
債務者　斎藤　　学
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４９０１号
東京都足立区一ツ家２丁目23－４
債務者　堀川　優貴
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４９０７号
東京都杉並区阿佐谷南１丁目１－５－401
債務者　安田　名汝
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４９１２号
東京都練馬区高松６丁目３－24－405
債務者　久保秋　耕
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４９１４号
東京都新宿区下落合４丁目26－２－402
債務者　矢吹　昌義
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４９１５号
東京都中野区中央５丁目31－10－102
債務者　滝口　英人
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４９１７号
東京都新宿区戸山２丁目11－611
債務者　荻原　静江
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４９１８号
東京都練馬区大泉学園町４丁目29－25－105
債務者　林　　高澤
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４９１９号
東京都荒川区東尾久１丁目30－12－303
債務者　庭前康一郎
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４９２２号
東京都中央区築地１丁目３－８－808
債務者　加賀眞由美
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４９２３号
東京都新宿区西新宿４丁目25－16－203
債務者　白川　　澄
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４９３２号
東京都練馬区富士見台３丁目38－19－102
債務者　川崎　孝久
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４９３３号
東京都文京区白山１－22－14　村越方１号室、住民票上の住所東京都文京区白山１丁目22－14　村越方
債務者　吉地　憲子
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部